
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和3年下川町議会定例会を再開し、9月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、一部行政委員会の長及び説明員である課長等の入場を制限、並びに傍聴席を閉鎖しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、6番 蓑谷春之 議員及び7番 小原仁興 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告を頂きます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和3年下川町議会定例会9月定例会議の運営について、去る9月3日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について、御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

9月定例会議の提案事項については、町長提案が16件で、内容は行政報告3件、条例制定1件、条例改正3件、一般議案2件、補正予算3件、決算認定2件、選任同意1件、報告1件でありました。

また、議会提案は1件で、内容は委員会報告1件であります。

これらの状況を考慮し、9月定例会議の審議を要する期間については、本日9月8日から17日の10日間とすることとし、本会議については、本日8日及び10日、17日の3日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。一般議案の「下川町過疎地域持続的発展市町村計画について」及び「令和3年度一般会計補正予算（第5号）」については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただき、また、「令和2年度下川町会計決算認定」2件は、決算認定特別委員会を設置して審査を付託し、13日から15日の3日間の日程で審査をしていただくことにいたしました。

そのほかの町長提出案件12件、議会提案1件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、一般質問については、9月2日、午前10時の通告期限までに6名の議員から通告がありました。このことから、9月10日に6名の一般質問を行うことにいたしました。

なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、9月定例会議の審議を要する期間について、本日8日から17日までの10日間としてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、9月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日8日から17日の10日間といたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。
報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 「行政報告」を行います。
町長。

○町長（谷 一之君） 皆さん、おはようございます。行政報告を述べさせていただく前に、本定例会議開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

間もなく紅葉の彩りを迎える季節となりまして、日を追うごとに朝夕肌寒い気候になってまいりました。

さて、本年もこの8か月余りを振り返ってみますと、昨年1月から発生した新型コロナウイルス感染に伴う様々な問題によりまして、私どもの地域経済や住民生活に大きく影響を及ぼし、いまだ収束の見えない状況下に置かれており、今後も感染拡大の予防策や生活支援及び経済の回復、さらには社会活動への支援など、町民の暮らしや活動に対して、きめ細やかな対応を図っていかなければならないものと強い意志を抱いているところでございます。議員各位、町民の皆様の更なる御理解と御協力をお願いする次第でございます。

このような折、議員各位には、時節柄大変御多用のところ、議会9月定例会議に御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

本定例会議に提案させていただく議案は、条例案件4件、単行案件2件、予算案件3件、認定案件2件、同意案件1件、報告案件1件の計13件であり、ほかに3件について行政報告を述べさせていただくところでございます。

議員各位には、議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、3件の行政報告を述べさせていただきます。

1件目でございます。新型コロナウイルスワクチン接種について、現在の接種状況を御報告申し上げます。

はじめに、65歳以上の高齢者につきましては、8月31日現在で、高齢者1,314人に対し、申込者数1,204人の91.6%が希望されており、接種をされた方は、1回目接種が23

人、2回目接種が1,180人の合計1,203人が接種を終えているところであります。

次に、基礎疾患を有する方を含む12歳以上64歳以下の方につきましては、接種案内の対象者は1,613人で、同じく8月31日現在、84.2%に当たる1,358人から申込みを受け付けており、1回目接種が310人、2回目接種が1,014人の合計1,324人が接種を終えています。

なお、今後のワクチンの供給につきましては、町民全員に2回の接種ができる数を確保している一方で、接種のキャンセルの申し出に対しては、キャンセル待ちの可能な方等で対応し、効率的な接種を進めているところであります。

現在、平日の午前・午後のほか、夜間も週2日程度、接種体制を組み、申込者の希望等を考慮するなど、きめ細やかな対応に努めた上で順次接種を行っており、申込者全体の98.6%となる2,527人が接種を済ませていることから、ハピネスでの集団接種を9月21日に完了する予定であります。なお、9月22日からは、町立下川病院に場所を変更して行うこととなります。

予約の受付は引き続きハピネスで行いますが、これまでの1日当たり数十人単位の接種とは異なり、6回分を1グループとする予約単位となります。これは接種が進んでいくことで接種希望者が今後減少していく中、ワクチンの廃棄を防止するためであり、必ずしも希望の日時どおりにならないことに御留意していただきたいと思っております。

以上、議員各位、町民の皆様、並びに各事業所の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

2件目でございます。本年度の主要建設工事につきまして、8月末現在の発注状況を御報告申し上げます。

参考資料として、主要建設工事発注状況を添付してございますが、これまでに4回の建設工事入札を実施しており、主要建設工事の発注予定件数21件のうち18件を発注し、発注率は85.71%となっております。

なお、これまでの主要建設工事の発注額は、土木工事が10件で1億2,622万円、建築工事が6件で2億2,447万円、その他工事が2件で500万円、合計18件で3億5,569万円となっております。

以上申し上げます、令和3年度主要建設工事の発注状況の報告とさせていただきます。

3件目でございます。教育委員会の町有車両の物損事故について、御報告申し上げます。

去る7月29日、午前8時40分頃、職員がマイクロバスを運転し、下川商業高等学校スキー部員、下川ジャンプ少年団員を乗せて練習会場へ移動する際、買物で立ち寄った、札幌市西区山の手1条11丁目のセブンイレブン駐車場で起こした接触事故であります。

事故の状況は、駐車場で、職員が出発のためマイクロバスを後進し始めたところ、横に停車していた札幌市在住の[]の運転する自家用車も駐車場所を変えるため後進し始め、職員はサイドミラーや後方確認のカメラ映像で確認し運転していましたが、向かってくる相手方の車両に気付かず接触したところであります。直ちに札幌西警察署に届出を行い、事故処理を進めた次第であります。相手方の自家用車には同乗者がなく、運転手にも怪我はありませんでした。また、マイクロバスの同乗者、職員にも怪我はありませんでした。

今回の事故は、駐車場内での車両移動に伴う事故で、相手方に対する損害賠償額については、全国自治協会自動車損害共済において手続を進めております。確定したのち、改めて議会に御報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

日頃より職員の公用車運転には、交通事故を防止するため、常に注意を促してるところではありますが、このような事故を起こしたことを深くお詫び申し上げます。

今後はこのようなことがないように、一層安全運転を喚起し、交通事故防止に努めることを申し添え、行政報告といたします。

以上、3件について行政報告をさせていただきました

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 議案第12号「下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷一之君） 議案第12号 下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本町における固定資産税の課税免除につきましては、旧下川町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例により、適用してきたところではありますが、この条例は令和3年3月31日をもってその効力を失いましたので、今回新たに条例を制定するものであります。

本案は、令和3年3月31日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布され、新法律の第24条に規定する租税特別措置法並びに地方税法の規定により、本町においても製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する機械及び装置、新增設した家屋、当該家屋の土地の固定資産税を3か年度分に限り免除するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第12号 下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例について、御説明申し上げます。

それでは、下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の特例に関する条例を御覧ください。

第1条では、趣旨として、条例設置に関する法令を記載してございます。

第2条では、課税の免除として、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は下宿営業を除く旅館業で、事業に伴い設備を製造、建設取得した価格の合計が、同条の各号の業種及び資本の額に応じ、各号の定める額以上のものを取得した者に対しまして、家

屋及び償却資産並びに土地の固定資産税を3年間に限り免除するものでございます。

第3条では、課税免除の申請手続を規定。

第4条では、課税免除の取消しについて規定。

第5条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則第1項におきましては、施行期日として、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

第2項では、条例の失効として、令和6年3月31日に限りの時限措置として。

第3項では、失効に伴う経過措置を規定してございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第13号「下川町公区設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 13 号 下川町公区設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、条例別表にあります公区の区域の表記について、我孫子議員から「風連町」と表記されているとの文書質問があり、精査を行ったところ、平成 18 年 3 月に「名寄市」と「風連町」が合併して「名寄市」となっておりますが、御指摘のとおり改正がなされておりましたので、今回改正を行うものであります。

条例、規則、要綱等は、法律改正や運用の変更等に伴い、適宜更新や見直しを行っておりますが、完全には対応できていない箇所もありますので、同様のものがないか全体を精査し、順次改正等の手続を行ってまいりたいと思います。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） ただいま町長から提案理由が説明されました。

適宜更新や見直しを行っているということですが、この…平成 18 年から今日に至るまで、適宜更新や見直しが果たして本当に行われていたのかということのを改めて…全員でこのへんは確認をして、現状に合わないもの、即さないもの等があれば、これをしっかりと直していくということにもなりますが、こういう…条例や規則等の見直しというのは、毎年、あるいは年に何回か、各課で「これ今どうなっているんだ」みたいな…そういう行為というんですかね、そういうものというのは組織的にというか…スケジュールとして行われているものなのではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 条例等の点検についてはですね、定期的に一斉に行っているという状況ではございません。ただ、条例によっては、上位法が改正になることに伴いまして改正が必要になってくる場合もございますし、また、町で独自に作っている条例等については、日々、条例を使った制度を実施しておりますので、その段階で適切かどうかということについては、各担当課の方も含めて、点検をしながら進めているという状況でございますので、順次、そういった不適切な所があればですね、直していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第13号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第7 議案第14号「下川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第14号 下川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日に施行されたことに伴い、関連する下川町個人情報保護条例ほか2条例を条建てで改正するものであります。

主な改正内容につきましては、内閣直属の組織として、デジタル庁が設置されたことや、また、整備法により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことにより、個人番号カードの再交付の手数料徴収業務を地方公共団体情報システム機構で行うことになり、手数料の徴収については、その機構から市町村長に委託することとなったこと、そのほか、条例で引用している部分の条項ずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは私の方から、議案第 14 号について御説明をいたします。

議案第 14 号説明資料を御覧ください。

まず、1 ページ目でございますが、下川町個人情報保護条例新旧対照表によりまして御説明をいたします。

本案につきましては、デジタル庁設置法の制定及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の整備を行うものであります。

資料の左側が現行、右側が改正案となっております。第 27 条の 2 の下線部分「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、また、次の第 19 条におきましては、第 4 号が新設されたことに伴いまして、第 4 号以下が繰り下げになることから、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「第 19 条第 8 号」を「第 19 条第 9 号」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、2 ページ目に移りまして、下川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表により御説明をいたします。

本案につきましても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴いまして条例の整備を行うものでありまして、資料の左側が現行、右側が改正案となっておりますが、第 19 条に第 4 号が新設されたことに伴いまして、第 4 号以下が繰り下がることから、「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改めるものでございます。

私からの説明は、以上です。

○議長（近藤八郎君） 続いて、高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 続きまして、第 3 条、下川町証明事務等の手数料徴収条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案第 14 号説明資料の 3 ページを御覧いただきたいと思います。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に伴いまして、地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードの再交付に係る事務に関しまして手数料を徴収することができることが規定されたために、下川町証明事務等の手数料徴収条例の別表にあります、個人番号カードの再交付の手数を削除するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がそれぞれありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 14 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 8 議案第 15 号「下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 15 号 下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するために行われているワクチン接種を速やかに進めるため、夜間又は休日の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の医療業務に従事する医師、看護師及び准看護師に新型コロナワクチン接種手当を支給するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染の今後の状況を踏まえ、ワクチン接種の特殊勤務手当の支給は当分の間とします。

そのほか、別表の適用条例等の整理を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは私の方から、議案第 15 号について御説明をさせて

いただきます。

議案第 15 号説明資料を御覧ください。

資料に下川町職員特殊勤務手当支給条例新旧対照表を掲載しておりますが、左側の欄が現行、右側の欄が改正案となっております。右側の改正案の部分で、附則に第 4 項から第 6 項を新設しております。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種手当に関する規定を設けるものでありまして、第 4 項では、「第 3 条第 1 項各号に掲げるもののほか、当分の間、医療業務に従事する職員が夜間又は休日に町が実施する新型コロナウイルス感染症に係る集団ワクチン接種業務に従事したときは新型コロナワクチン接種手当を支給する。」という手当支給の要件について規定をしております。

次に、第 5 項では、「前項に規定する新型コロナワクチン接種手当の額は、新型コロナワクチン接種業務に従事した時間 1 時間につき、医師 7,550 円、看護師及び准看護師 2,760 円とする。」という手当の額について規定をしております。

次に、第 6 項では、「新型コロナワクチン接種手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給料の計算期間内の時間数によって計算するものとし、この場合は、1 時間未満の端数を生じた場合においてはその端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。」という手当の時間計算の規定について規定をしております。

別表第 1 から別表第 3 につきましては、適用条例についての整理を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 9 議案第 16 号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 16 号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、9 月 3 日執行の第 5 次建設工事入札において、予定価格が 5,000 万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「浄化センター汚泥処理設備等改修工事（電気設備）」につきましては、設備更新の年次計画に基づき、浄化センター汚泥処理施設の電気設備の改修を行うものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事入札等参加者指名選考委員会規程に基づき、8 月 12 日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、4 者による指名競争入札を行った次第であります。

なお、落札率については、80.1%となっております。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 10 議案第 17 号「下川町過疎地域持続的発展市町村計画について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 17 号 下川町過疎地域持続的発展市町村計画について、提案理由を申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年に係る計画の原案につきまして、知事との協議が整いましたので、同法第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

過疎対策につきましては、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、4 次にあたる過疎立法により、様々な過疎対策が講じられてきたところであります。

過疎地域自立促進特別措置法が本年 3 月末で時限を迎え、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和 3 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、令和 3 年度から令和 7 年度までの計画を策定するものであります。

その主な内容は、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「産業の振興」、「地域における情報化」、「交通施設の整備、交通手段の確保」、「生活環境の整備」、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「医療の確保」、「教育の振興」、「集落の整備」、「地域文化の振興等」、「再生可能エネルギーの利用の推進」、「その他地域の持続的な発展に関し必要な事項」に沿って、地域の厳しい現状と課題の解決に資する動きを加速させ、地域の自立に向けて持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、計画を策定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 17 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 11 議案第 18 号「令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 18 号 令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 3 年度一般会計の第 5 回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ 1 億 9,224 万円を追加し、総額を 53 億 8,128 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、民生費では、高齢者応援事業に係る経費を、衛生費では、時間外のワクチン接種会場への医療従事者派遣に伴う補助金を計上しております。

農林業費では、土壌改良施設運営事業に係る経費、ウッドショック対応緊急支援事業に係る補助金、町有林整備事業に係る経費を計上しております。

商工労働費では、しもりんポイント付宿泊プラン事業に係る経費、指定管理者持続化給付金、下川町応援大使に係る経費、五味温泉非接触型トイレ改修工事に係る経費、木工芸センター改修工事に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や見直しを行った事業の予算を減額計上し、感染症対策に充てることとしているほか、町税、地方交付税、国・道支出金等をそれぞれ計上しております。

また、令和 3 年度の普通交付税の額がこのほど決定しましたので、その内容を御報告申し上げます。

今年度の交付決定額は 26 億 6,556 万 2,000 円で、前年度比プラス 6.9%、1 億 7,199 万 1,000 円の増額となりました。

当初予算で計上しております 24 億 6,000 万円に対しまして、2 億 556 万 2,000 円の増額となりましたことから、増額計上しているところであります。

次に、第 2 表の地方債の変更につきましては、臨時財政対策債の確定に伴い変更するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 補正予算のコロナ関係について、基本的な事柄について質問させていただきます。

御案内のとおり、コロナ対策については、国の交付金で…今回3次分ということで、交付金では最後の対策だというふうに理解をしております。

そんな中で、コロナ対策においては、議会から意見、さらには提言、要望がなされてきております。

その内容については、大きくは…拡大の防止、それから町民の生活の支援、いわゆる町民の生命・経済・雇用を守り抜くと、そして幅広い提案であったかと思えますし、独自の政策を求めておりました。

こうした中で、町長は令和2年6月、支援策…これまでのですね…内容が本当に的確だったのか、漏れはなかったのか検証するということを言われております。もちろん検証は極めて大切な事でございます。

前回…6月においては、その検証を今しているということでもございました。そこで、これまでのコロナ対策の検証について、検証が行われたのか、その行われた結果が今回の予算提案なのか、検証をされたとしたらその結果を資料で報告を頂きたい。検証が今も進行中なのか、はたまた検証が必要なくなったのか、そのへんについてまず質問させていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） コロナ対策については、昨年の春以来、随時状況を判断しながら予算措置をしてきたところでありまして、予算執行後は常に検証しながら次の手立てを図って、そして議会に提案させていただいてるところでございます。

今回も…この1年半余りの結果を見ながら、次の展開としてどのようなことが…あと残ってるのかと、そういう国からの臨時交付金等を含めた中で、町の施策としてしっかり今執行しているところでございます。

今後についても、これまでの執行をしっかりと再検証しながらですね、次の展開として…もし国の補助がない場合には、町の一般財源としてどのような執行の仕方をしていったらいいのかと、このへんもしっかり見極めてまいりたいと、このように考えているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 提案ごとで…その都度検証しているということなんですが、私の理解では、もう少し総括的な…検証をすると、本当に的確かどうかだったのかという理解で捉えておりました。

今あったとおり、検証するという事で…毎回毎回検証しているということなんですが、いずれにいたしましても、議会から8名の議員の幅広い…意見だとかですね、要望だとかが町長の方に提案、提言されております。検証という意味でもですね、議会から提案

された…それぞれの事項について、それがどうだったのか…もちろん簡単、簡潔でいいと思うんですが…是非資料を頂いて、それが必要なかったのであれば…何で必要なかったのか、そして更に状況が変わっているんで、議会としても現状において、それを踏まえながらいろんな審議、審査に入れると思いますので、是非議会から出されたものについて、精査、検証という意味で、その結果を資料として…今回間に合うのかどうかは別として…改めて提示を求めたいということでございます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 昨年から頂いた…先ほど議員が仰ったように…要望や提言、意見書がございましたので、それぞれの事項に基づいて、しっかりと検証させていただきたいと思っています。これは議員各位ばかりではなくてですね、経済団体があり、また住民の皆さんからの声もいろいろございますので、そういうものに対してもしっかりと回答できるようにしてまいりたいと思っていますところでございます。

ただ、厳しいのは、数字的に…金額では示すことができるんですけども、その評価としてどのような成果、効果の表し方があるのかという…このところは少し工夫をしていきたいなと思っていますところでございますので、御理解を頂ければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 是非町民の…町長が当初言われたとおりですね…議会はもちろんですけども、町民だとか各団体からの要望、要請等々ですね、しっかり検証するということがやはり必要なんだと思います。

是非…議会のやつは改めてでもいいんで、前にもちょっと要望をしたんですけども是非お願いをしたいと思います。

それと評価についてなんですが、御案内のとおり、数値でできるものについては主観的な評価ができると思います。検証において数値で表せないものは…それは行政として客観的な評価基準を設けて評価をするというのが基本的な事だと思います。

そういう視点で、是非主観的、客観的なところを踏まえながら検証して、次の政策にかせるためにもお願いを申し上げたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 12 議案第 19 号「令和 3 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 19 号 令和 3 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 3 年度下川町下水道事業特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 5 万円を追加し、総額を 3 億 3,780 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、令和 2 年度分消費税額の確定に伴い、一般管理費の公課費を増額計上しております。

歳入におきましては、一般会計繰入金を増額計上しているところであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 13 議案第 20 号「令和 3 年度下川町病院事業会計補正予

算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第20号 令和3年度下川町病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度下川町病院事業会計予算の第2回目の補正予算でありまして、収益的収入及び支出におきまして、病院事業収益を733万円増額し、収入総額を5億6,776万円とし、支出におきましては、病院事業費用を1,004万円増額し、支出総額を5億8,965万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、支出におきましては、夜間、休日に行う新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る手当、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費、医療機器の修繕費を計上し、また、特別損失では、過年度損益修正損において、2月、3月分の診療報酬の調定額に対する減額分を計上しております。

収入におきましては、一般会計補助金を増額計上し、新型コロナウイルス感染症対策に対応する財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として、道補助金を計上しているところであります。

次に、資本的収入及び支出におきまして、資本的収入を653万円増額し、収入総額を1,310万円とし、支出におきましては、資本的支出を95万円減額し、支出総額を1,763万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、支出におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に必要な器械備品購入費を計上しております。

収入におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として、道補助金を計上しております。

また、さきの第2回臨時会で議決いただきました、器械備品購入費に対する企業債を計上しているところであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますが、詳細につきましては、事務長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 堀北病院事務長。

○町立病院事務長（堀北忠克君） 議案第20号 令和3年度下川町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、お配りしております議案第20号説明資料の補正予算概要書及び、下川町病院事業会計補正予算説明書の19ページの令和3年度下川町病院事業会計収益的収入及び支出の見積基礎により説明いたします。

今回の補正の主な要因といたしましては、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の確定と新型コロナウイルスワクチン接種の特殊勤務手当に伴う補正であります。

まず、収益的収入及び支出におきまして、医業費用、給与費では、新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種を行うために、夜間及び休日に接種業務に従事する医師及び看護師

に対して支給する、新型コロナウイルスワクチン接種手当 96 万円を計上するものであります。

診療材料費では、マスク、グローブ、防護衣等の感染対策用防護具と消毒用アルコール、併せて 118 万円を計上するもので、交付金 10 分の 10 が対象となっております。

経費、修繕費では、バリウム用のレントゲンの X 線を発生させる装置が経年劣化により交換するもので、297 万円を計上するものであります。

雑費では、発熱外来で使用している仮設ハウスの清掃手数料と、当初、資本的支出に計上しておりましたマイナンバーによるオンライン資格確認システムについて、システム改修が主なことから、収益的支出に振り替えを行い、併せて 277 万円を計上するものであります。

特別損失として、2 月、3 月の診療報酬の過誤分として、過年度損益修正損 216 万円を計上するものであります。

収入では、他会計補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種手当として、町補助金として 96 万円を計上するものであります。

道補助金として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 427 万円を計上するものであります。なお、当初予算で計上している仮設ハウスの使用料も補助の対象となっております。

また、資本的収入から振り替えをしましたオンライン資格確認システム、補助金 210 万円を計上するものであります。

次に、資本的収入及び支出におきまして、建設改良費では、発熱外来の診療室に設置する紫外線殺菌装置、それから玄関に設置する検温機能付きの顔認証リーダー、これにつきましては、検温の結果が事務室に置いてあるモニターで映し出され、体温が高い場合は音で知らせる検温装置であります。それと、発熱外来で使用する防護衣等を真空パックする使用済防護具処理機、これを併せて 115 万円を計上するもので、これについても交付金 10 分の 10 の対象となっております。

また、収益的支出で振り替えましたオンライン資格確認システム 210 万円を減額するものであります。

資本的収入では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で 113 万円、それからオンライン資格確認システムで 210 万円を減額するものであります。

企業債につきましては、薬剤用全自動分割分包機更新に係る企業債として 750 万円を計上するものであります。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 20 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 14 認定第 1 号「令和 2 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第 15 認定第 2 号「令和 2 年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 認定第 1 号 令和 2 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び、認定第 2 号 令和 2 年度下川町公営企業会計決算認定について、一括して提案理由を申し上げます。

両案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度下川町一般会計、下川町下水道事業特別会計、下川町簡易水道事業特別会計、下川町介護保険特別会計、下川町国民健康保険事業特別会計及び、下川町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定と、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度下川町病院事業会計について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

その内容について申し上げますと、まず、一般会計につきましては、歳入額 56 億 7,330 万 3,000 円、歳出額 55 億 3,043 万 8,000 円で、差引残額 1 億 4,286 万 5,000 円となりますが、繰越明許費繰越額 90 万円を控除し、7,970 万円を決算積立として積み立ていたしまして、残る 6,226 万 5,000 円を令和 3 年度に繰り越すものでございます。

下水道事業特別会計においては、歳入額 1 億 9,116 万 3,000 円、歳出額 1 億 8,125 万 2,000 円で、差引残額 991 万 1,000 円を令和 3 年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計においては、歳入額 9,246 万 1,000 円、歳出額 8,365 万 2,000 円で、差引残額 880 万 9,000 円となりますが、このうち 441 万円を決算積立とし、残る 439

万9,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計においては、介護保険事業勘定で、歳入額4億9,803万9,000円、歳出額4億6,628万2,000円で、差引残額3,175万7,000円となりますが、このうち1,588万円を決算積立とし、残る1,587万7,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額3億5,213万6,000円、歳出額3億4,497万9,000円で、差引残額715万7,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計においては、歳入額4億6,389万3,000円、歳出額4億5,159万3,000円で、差引残額1,230万円となりますが、このうち616万円を決算積立とし、残る614万円を令和3年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計においては、歳入額6,783万円、歳出額6,765万6,000円で、差引残額17万4,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の内容について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額5億6,084万5,000円、支出額5億5,281万4,000円で、差引803万1,000円の当年度純利益となります。

資本的収支につきましては、収入額2,161万4,000円、支出額で2,582万6,000円、差引421万2,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、別途配布いたしました決算書により、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号及び認定第2号については、決算認定特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、決算認定特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、決算認定特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、

- 1番 齊藤好信 議員、
- 2番 中田豪之助 議員、
- 3番 大西 功 議員、
- 4番 春日隆司 議員、

5 番 我孫子洋昌 議員、
6 番 蓑谷春之 議員、
7 番 小原仁興 議員、
以上のとおり指名したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。
次に、決算認定特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。
ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長(高屋鋪勝英君) お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室までお越しくださるようお願いいたします。

休憩 午前 11 時 2 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長(近藤八郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
決算認定特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。
委員長には、2 番 中田豪之助 議員。
副委員長には、3 番 大西 功 議員。
以上のとおり、決定いたしました。

○議長(近藤八郎君) 日程第 16 同意第 3 号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(谷 一之君) 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、教育委員の^{さとうみちのり}佐藤導謙氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了になりますので、同氏を委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

佐藤氏は、平成 25 年 10 月から教育委員としてその職責を果たされており、人柄も温厚篤実にして、人格識見ともに優れ、学校教育をはじめ社会教育にも精通されていることか

ら、教育委員として適任であり、再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第17 報告第3号「令和2年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 報告第3号 令和2年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和2年度決算に係る健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の審査が終了しましたので、意見を付して報告するものであります。

この財政健全化法は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため、財政状況をより詳しく把握

し、早期に健全化を促すための法律でございまして、健全化判断比率である四つの指標と公営企業ごとの資金不足比率の財政指標を算定することになっております。

8月3日に監査委員に各比率について審査を頂き、別紙のとおり良好な状態であると御意見を頂いております。

まず、一般会計に赤字がどれくらいあったかを表す実質赤字比率では、早期健全化基準15%以上に対し、赤字がないという結果であり、病院事業会計などを含む全会計を連結してどれくらい赤字があったかを表す連結実質赤字比率についても、早期健全化基準20%以上に対し、赤字がなく、いずれも数値が表示されない結果でございます。

次に、一般会計が公債費の元利償還金や元利償還金に準ずるものをどれくらい支出しているかを表す実質公債費比率は、早期健全化基準の25%以上に対し、昨年度から0.5%増の5.9%となっております。

また、一般会計において負担する将来の負担額を現在どれくらいもっているかを表す将来負担比率では、早期健全化基準350%以上に対し、昨年度から11.5%減の24%となっております。

最後に、公営企業ごとに赤字がどれくらいあったかを表す資金不足比率は、経営健全化基準20%以上に対し、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、病院事業会計、いずれも資金不足額がなく、数値が表示されない結果でございます。

このように、健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業の資金不足比率の全ての比率が基準を下回っていることを御報告申し上げます。

なお、今後におきましても、将来を見据え、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、9月定例会議の再開は、9月10日、午前9時30分ですので、御出席をお願いいたします。

午前11時16分 散会